

アルコール協会規格「JAAS001 エタノール：2012」改正の重点

(ア) 協会規格を適用する場合の前提条件を明記

現行のアルコール協会規格(2006年版)は、旧アルコール専売事業のエタノール規格を引き継いだものであり、この規格が適用できるアルコールには、原料や技術について一定の前提条件を満たす必要がある。そうでない場合は、想定外の不純物を含んでいる可能性があり、この規格を適用することは適切ではない。このため、規格本文の規定(適用範囲)及び付属解説書において詳細に説明することとした。

規格書 ⇒ 1(適用範囲)

解説 ⇒ 2(規格の適用範囲と留意事項)

(イ) 計量法技術基準改正への対応

計量法の技術基準である特定計量器検定検査規則が改正され、酒精度浮ひょうの構造及び性能に係る技術上の基準がJIS B7548「酒精度浮ひょう」を引用するものに改められた。このため、アルコール協会規格における試験方法の規定を、JIS B 7548に対応させた。

規格書 ⇒ 6.2.1(試験方法A 酒精度計による方法)

なお、発酵アルコール及び合成アルコールの品質規格値は変更しない。

規格書 ⇒ 表1(発酵アルコールの品質)、表2(合成アルコールの品質)

(ウ) 酒税法及び薬事法における試験方法との調和

- ① 分析機器の進歩により、振動式密度計による方法が普及し、酒税法、JIS(燃料用エタノール、試薬エタノール)、日本薬局方(エタノール、無水エタノール、消毒用エタノール)で使われている。このため、アルコール協会規格における試験方法に「振動式密度計による方法」の規定を追加した。

規格書 ⇒ 6.2.2(試験方法B 振動式密度計による方法)、表3(エタノール表)

- ② 薬事法の医薬部外品原料規格(外原規)の規定から、アルコール協会規格にとって有用な規定を取り入れた。

規格書 ⇒ 1(適用範囲) 同等以上の正確さと精密さのある試験方法を許容する

(エ) 分析の利便性の向上

ガスクロマトグラフ分析用カラムの追加、及び微量体積計の使用を新たに規定するとともに、分析数値の処理方法を明文化した。

規格書 ⇒ 2(引用規格) 追加

6.2.3(表示法) 小数点以下の扱いを明文化

6.4.2(試験装置) カラムの例示を追加

6.5.2(試験装置) プッシュボタン式液体用微量体積計を追加

6.6.2(試験装置) プッシュボタン式液体用微量体積計を追加

6.7.2(試験装置) プッシュボタン式液体用微量体積計を追加

6.8.2(試験装置) プッシュボタン式液体用微量体積計を追加

6.7.3(試薬) 試薬濃度(硝酸銀)を変更

以上